

Point 3

価格の表示に関する特別措置

- (1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の張り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

- (例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

〇〇円(税抜)

〇〇円(税抜価格)

〇〇円(本体価格)

〇〇円+税

- (例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

- (2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととされました。

Point3(1)に関する問い合わせ先：財務省主税局税制第二課 03-3581-4111（代表）

Point3(2)に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）

Point 4

消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります（公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です）。

- (1) 転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）

- (例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

- (例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※税込価格や税抜価格（本体価格）を決めることは、適用除外の対象にはなりません（独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。）。

※転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小企業者であることが必要です。

中小事業者の範囲	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

- (2) 表示カルテル（消費税についての表示の決定に係る共同行為）

- (例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

- (例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Point4に関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471（代表）

本会では、組合及び組合員の皆様に対し、**消費税転嫁対策に関する窓口相談・専門家の派遣**を行いますので、是非ご活用ください。

- 相談例
 - ◆転嫁拒否等があった場合の対処方法
 - ◆価格表示の特別措置について
- 窓口相談(要予約・奥山享税理士事務所にて実施)
- 専門家派遣(税理士等)
- ◆転嫁を阻害する表示の是正について
- ◆転嫁・表示カルテルについて

ご希望の方は本会（三原・森）までご連絡下さい。